

さいたま市生活習慣病予防学校検診検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市立の学校における児童生徒の生活習慣病の予防を図るため、さいたま市生活習慣病予防学校検診検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 生活習慣病予防学校検診の実施に関すること。
- (2) その他児童生徒の生活習慣病予防の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は生活習慣病に関する学識経験等を有する者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した副委員長が、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育部健康教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

さいたま市生活習慣病予防学校検診検討委員会 構成委員

浦和医師会の代表	2人
大宮医師会の代表	2人
さいたま市与野医師会の代表	2人
岩槻医師会の代表	2人
埼玉大学教育学部	2人
学校長の代表（小・中学校）	2人
養護教諭の代表（小・中学校）	2人
学校栄養士の代表	2人
体育担当教員の代表（小・中学校）	2人
さいたま市立病院	1人

(順不同)